

## 平成 19 年度文部科学省規制に関する評価書

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）の枠組みのもと、「平成 19 年度文部科学省政策評価実施計画」（平成 19 年 3 月 30 日 文部科学大臣決定）に基づき、別添のとおり、規制の新設又は改廃に係る政策の事前評価を実施した。

### 1 評価対象について

文部科学省が所掌する政策のうち、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成 13 年政令第 323 号）第 3 条第 6 号に挙げる政策を対象とする。

なお、事前評価を実施することが義務付けられた上記対象以外のものについても、「政策評価に関する基本方針」（平成 19 年 3 月 30 日 閣議決定）に基づき、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとする。

### 2 評価書の取りまとめ及び公表について

評価書の取りまとめに当たっては、評価の客観的かつ厳格な実施を確保するため、事前に学識経験者等を構成員とする「政策評価に関する有識者会議」の委員各位より助言をいただいたうえで、原則として、規制の新設又は改廃を伴う法律案については当該法律案の閣議決定まで、政令案についてはパブリック・コメント手続きにおける意見募集開始までに「規制に関する評価書」を公表する。

なお、政令案については、評価票をパブリック・コメント手続きにおける意見募集の際の「関連資料」とする。

（参考）

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）（抄）

（事前評価の実施）

第 9 条 行政機関は、その所掌に関し、次に掲げる要件に該当する政策として個々の研究開発、公共事業及び政府開発援助を実施することを目的とする政策その他の政策のうち政令で定めるものを決定しようとするときは、事前評価を行わなければならない。

行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成 13 年政令 323 号）（抄）

（法第 9 条の政令で定める政策）

第 3 条 法第 9 条の政令で定める政策は、次に掲げる政策とする。・・・

6 法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制（国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用（租税、裁判手続、補助金の交付の申請手続その他の総務省令で差溜めるものに係る作用を除く。）という。以下この号において同じ。）を新設し、若しくは廃止し、又は規制の佩用の変更（提出すべき書類の種類、記載事項又は様式の軽微な変更その他の国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすことが見込まれないものとして総務省令で定める変更を除く。）をすることを目的とする政策

# 埋設の方法による廃棄の事業を行う原子力事業者が講じるべき賠償措置額の改定等 (原子力損害の賠償に関する法律施行令案)

## 主管課(課長名)

文部科学省研究開発局原子力計画課 課長:山野 智寛

## 関係課(課長名)

## 施策目標及び達成目標

施策目標4-6:原子力分野の研究・開発・利用の推進

(長期的なエネルギーの安定供給、原子力を利用する先端科学技術の発展、国民生活の質の向上に向けて、原子力の多様な可能性を最大限引き出す研究開発成果を得る。)

## 規制の概要

埋設の方法による廃棄の事業を行う原子力事業者が講じるべき賠償措置額の改定。

「原子力損害の賠償に関する法律(昭和36年法律第147号)」では、原子力事業者に対し、原子力損害が生じた場合の賠償措置を講じることを求めているが、第166回国会における「核燃料物質又は核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)」の改正により、原子力事業者が行う廃棄の事業の対象範囲が拡大し、高レベル放射性廃棄物ガラス固化体等に係る埋設の方法による廃棄が事業として認可されるようになった。

このため、「原子力損害の賠償に関する法律施行令」を改正し、新たに、高レベル放射性廃棄物ガラス固化体に係る埋設の方法による廃棄を行う者が講じるべき賠償措置額を120億円と定めることとする。なお、現行の規定においては、高レベル放射性廃棄物ガラス固化体の運搬や廃棄物管理を行う者が講じるべき賠償措置額を120億円としているところである。

また、現行の規定においては、放射性廃棄物の埋設の方法による廃棄を行う者が講じるべき賠償措置額を20億円と定めており、この「原子力損害の賠償に関する法律施行令」の改正後においても、高レベル放射性廃棄物ガラス固化体以外の放射性廃棄物の埋設の方法による廃棄を行う者が講じるべき賠償措置については、引き続き20億円とする。

## 規制の必要性

「原子力損害の賠償に関する法律」においては、万が一原子力損害が発生した場合に、迅速に被害者を救済し、原子力事業の健全な発達を確保するため、原子力事業者に対して、予め賠償履行のための措置を講じることを規定している。

今般、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」が改正され、原子力事業者が行う埋設の方法による廃棄の事業の対象が拡大されることとなったことから、原子力賠償制度の趣旨を担保するため、原子力損害賠償制度における埋設の方法による廃棄の事業に係る賠償措置についても、所要の変更を行う必要がある。

これにより、高レベル放射性廃棄物ガラス固化体の埋設の方法による廃棄を含め、原子力事業者が行う種々の事業について、その内容に応じて適切な賠償措置を講じることを原子力事業者に課すこととなり、万が一原子力損害が発生した場合の賠償履行を適切に担保し、もって原子力分野の利用の円滑な推進に資することとなる。

## 規制の便益分析

埋設の方法による廃棄の事業を行う原子力事業者が講じるべき賠償措置額の改定に伴う便益分析は以下のとおり。

### 【社会便益】

高レベル放射性廃棄物ガラス固化体の埋設の方法による廃棄の事業を行う者に、予め適切な金額(高レベル放射性廃棄物ガラス固化体に係る廃棄物管理に関する賠償措置額と同額の120億円)の賠償措置を講じさせることにより、万が一原子力損害が発生した場合に、被害者の権利を保護するとともに、迅速に被害者を救済することが可能となる。

### 【直接便益】

高レベル放射性廃棄物ガラス固化体の埋設の方法による廃棄の事業を行う者に、予め適切な金額の賠償措置を講じさせることにより、万が一原子力損害が発生した場合の当該事業者の財政的なりすくを軽減し、事業の円滑な推進に資する。

## 規制の費用分析

埋設の方法による廃棄の事業を行う原子力事業者が講じるべき、原子力損害が生じた場合の賠償措置額の改定に伴う費用分析は以下のとおり。

### 【遵守費用】

高レベル放射性廃棄物ガラス固化体の埋設の方法による廃棄を行う事業者が負担する制度遵守のための主な費用として、  
原子力事業者が政府と締結する原子力損害賠償補償契約に係る経費、及び  
原子力事業者が民間保険事業者との間で締結する原子力損害賠償責任保険契約に係る経費が挙げられる。

当該廃棄事業を行う事業所一ヶ所当たりの費用に関し、  
については、 $12,000,000,000$  (賠償措置額)  $\times$   $5/10,000$  (年間料率) =  $6,000,000$  (年額600万円)  
については、当該契約が民間契約であることから、現時点において正確に算出することは困難である。

また、これらに加え、当該廃棄事業を行う原子力事業者は、高レベル放射性廃棄物ガラス固化体の輸送の都度、輸送に係る原子力損害賠償補償契約及び原子力損害賠償保険契約を締結する必要がある。

したがって、責任保険契約に係る経費を年額で「          」、輸送等に関する補償契約及び責任保険契約等に係る経費を年額で「          」とすれば、高レベル放射性廃棄物ガラス固化体の埋設の方法による廃棄を行う原子力事業者の負担は、年額換算で、600万円 +            +            となる。

### 【行政費用】

行政的に生じうる費用は原子力損害賠償に係る一般的な事務手続等に要する費用のみである。これらの事務手続等については、他の多くの原子力事業者に関する原子力損害賠償に係る事務手続と合わせて処理が行われることとなり、また、当面、高レベル放射性廃棄物ガラス固化体の埋設の方法による廃棄を行う事業所の数が増えることは想定されないことから、これに係る事務手続のために追加の人員配置などの必要性はなく、追加的行政費用は殆ど生じないものと考えられる。

### 【社会的費用】

今回の改定は、埋設の方法による廃棄の事業を行う原子力事業者が講じるべき賠償措置額の改定であり、社会に新たなコストを生じさせるものではない。

上記の便益分析及び費用分析を踏まえ、今回の原子力損害の賠償に関する法律施行令の改正による、埋設の方法による廃棄の事業を行う原子力事業者が講じるべき賠償措置額の改定は適切である。

## 想定できる代替手段との比較考量

原子力損害の賠償に関する法律においては、原子力事業者が講じるべき賠償措置として、  
原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約、  
供託、  
これらに相当する措置であって文部科学大臣の承認を受けたものを規定しており、原子力事業者は ~ のうち何れかの措置を講じれば足りることとされている。(第7条第1項)  
しかしながら、現在、全ての原子力事業者は の方法により賠償措置に対応しており、高レベル放射性廃棄物ガラス固化体の埋設の方法による廃棄を行う事業者についても同様に の方法で対応することが合理的である。

賠償措置額の代替については、概念上、原子力事業者が行う埋設の方法による廃棄の事業に係る賠償措置に関する現行の規定を変更しないということが考えられる。この場合、高レベル放射性廃棄物ガラス固化体の埋設の方法による廃棄が事業として認められるようになるにも関わらず、当該事業に対しても、現行の低レベル放射性廃棄物の埋設廃棄処分を念頭においた賠償措置額(20億円)が適用されることになるが、現行の放射性廃棄物の廃棄物管理に係る賠償措置額(高レベル放射性廃棄物ガラス固化体:120億円、それ以外の低レベル放射性廃棄物:20億円)等とバランスを欠くこととなり、適切ではない。

## 審議会等における検討結果および有識者等の見解

平成19年11月1日～5日にかけて、文部科学省政策評価に関する有識者会議委員に評価の観点から意見照会を実施し、評価は概ね妥当である旨の意見をいただいた。

## レビューを行う時期

「原子力損害の賠償に関する法律」は、これまで十年毎に改正を行っており、その際、所要の検討を行う。

## 備考

本年12月を目処に公布予定。

## 原子力損害の賠償に関する法律施行令の一部を改正する政令案について

### 1. 趣旨

「原子力損害の賠償に関する法律」では、原子力損害の被害者保護及び原子力事業の健全な発展を目的として、原子炉の運転等について、原子力事業者は賠償措置をするための措置（責任保険等）を講じることを義務付けている。

今般、第166回通常国会において「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」が改正され、高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）及び高濃度の超ウラン核種を含む廃棄物（TRU廃棄物）に係る埋設処分が法律上に位置付けられることになった。

以上を踏まえ、原子力損害の賠償に関する法律施行令を改正し、高レベル放射性廃棄物等に係る埋設処分を行う者が講じるべき賠償措置額を定める。

### 2. 改正のポイント

- ・高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）の埋設処分については120億円の賠償措置額を設定する。
- ・その他の放射性廃棄物の埋設処分については20億円の賠償措置額を設定する。

### 3. (参考) その他の事業の賠償措置額

賠償措置額	事業の種類
600億円	原子炉の運転（原子力発電所等）、使用済燃料の再処理
120億円	原子炉の運転（1万Kw以下）、核燃料物質の加工、使用済燃料の貯蔵、プルトニウム等の使用、高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）の管理
20億円	原子炉の運転（100Kw以下）、天然ウラン等の使用、低レベル放射性廃棄物（TRU廃棄物を含む）の管理、低レベル放射性廃棄物の埋設

# 原子力損害の賠償制度

## 我が国の原子力損害賠償制度の概要

(「原子力損害の賠償に関する法律」及び「原子力損害賠償補償契約に関する法律」)

### [ 法律の目的 ]

**被害者の保護及び原子力事業の健全な発達**

### [ 法律の主な内容 ]

- ・ 原子炉の運転等による原子力損害につき、無過失・無限の賠償責任を原子力事業者に集中 ( \* 異常に巨大な天災地変及び社会的動乱によるものは免責。 )。
- ・ 原子炉の運転等につき責任が集中されている原子力事業者に、損害賠償をするための措置 ( 責任保険等 ) を講じることを義務付け ( 原子力発電所の場合は 6 0 0 億円 )。
- ・ 賠償措置額を超えた原子力損害が発生した場合で必要と認められる場合は、国会の議決により政府に属せられた権限の範囲内で政府が必要な援助。

責任額制限  
なし

原子力事業者による賠償負担 ( 無限責任 )  
( 必要な場合は、国会の議決により政府に属せられた  
権限の範囲内で政府が援助 )

\*  
政  
府  
に  
属  
せ  
ら  
れ  
た  
権  
限  
の  
範  
圍  
内  
で  
政  
府  
が  
援  
助  
す  
る  
巨  
大  
な  
天  
災  
地  
変

賠償措置額

( 原子力発電所  
の場合は600  
億円 )

原子力損害賠償責任保険契約  
( 民間契約 )  
・ 一般的事故による原子力損害

原子力損害賠償補償契約  
( 政府契約 )  
・ 地震・噴火等による原子力損害  
・ 損害発生の原因が生じた後10年以降に請求された原子力損害

原 子 力 事 業 者

被 害 者

